

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 5 月 20 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県南巨摩郡富士川町小室2312

氏 名 井上建設株式会社

代表取締役 井上大輔

電話番号 0556-22-0436

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	井上建設株式会社
事業場の所在地	山梨県南巨摩郡富士川町小室2312
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

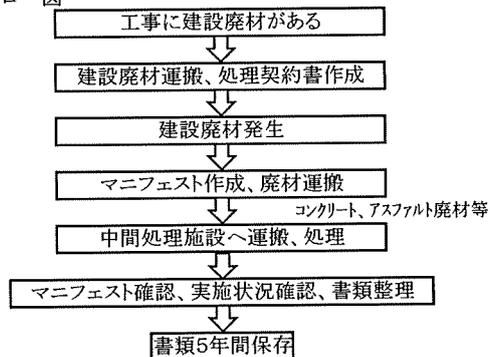
① 事業の種類 建設業 総合建設業

② 事業の規模 元請完成工事高 12億

③ 従業員数 16人

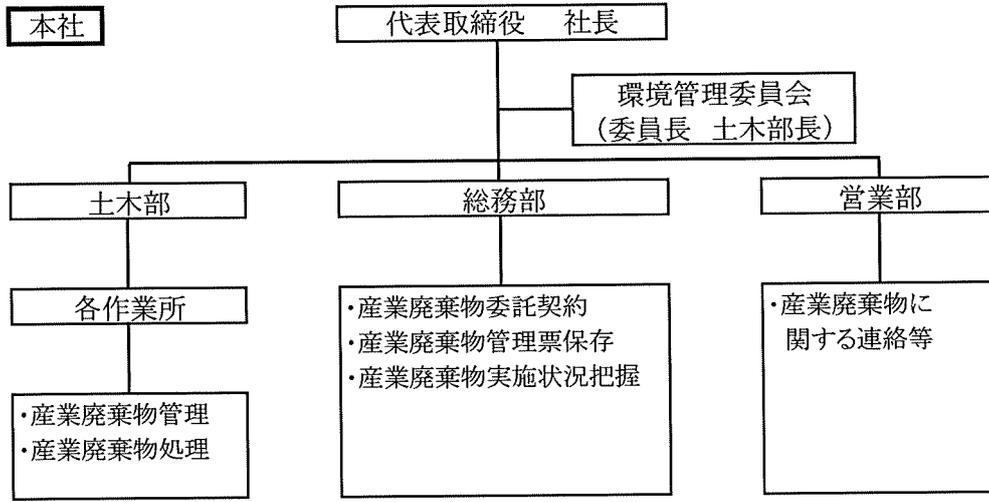
④産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物処理フロー図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	がれき類	汚泥
	排出量	591t	433t	2.3t	100.4	0.8t	2.1t	1.4t	2.6t
	(これまでに実施した取組) ・工事で発生する廃棄物量の削減。 ・分別集積による適切な廃棄物処理。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	がれき類	汚泥
	排出量	550t	400t	2t	30t	0.5t	2t	1t	2t
	(今後実施する予定の取組) ・余分な資材の搬入を防ぎ抑制する。 ・分別収集の強化。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート廃材、アスファルト廃材、混合廃棄物、木くず、廃プラ等各種類に合わせた、受入先に分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート廃材、アスファルト廃材、混合廃棄物、木くず、廃プラ等事業所、作業所から発生した廃棄物は受入先に合せて分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	がれき類	汚泥
全処理委託量	591t	433t	2.3t	100.4	0.8t	2.1t	1.4t	2.6t	
優良認定処理業者への処理委託量									
再生利用者への処理委託量	591t	433t	2.3t	100.4	0.8t	2.1t	1.4t	2.6t	
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所から発生する産業廃棄物は、建設廃材が大部分である。従って、その大部分は中間処理施設へ運搬し、処理しているのが実情である。 ・コンクリート廃材、アスファルト廃材については、再生資材として使用するが、路盤材として利用するには、バースン材の混入が必要である。 ・混合廃棄物及び金属くず、紙くず、繊維くずについては、圧縮し再生材として使用している。 ・木くず・廃プラ及びガラスくずについては、破碎し再生材の原料としている。 									

		【目標】							
		産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	がれき類
②計画	全処理委託量	550t	400t	2t	30t	0.5t	2t	1t	2t
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量	550t	400t	2t	30t	0.5t	2t	1t	2t
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
		(今後実施する予定の取組) ・余分な資材の搬入を防ぎ抑制する。 ・コンクリート廃材については、再生砕石として利用する。 ・アスファルト廃材については、再生アスファルトとして使用する。							
※事務処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。